

## 芝浦工業大学校友会茨城支部規約

- 第一条 (名称) 本支部は芝浦工業大学校友会茨城支部と称する。但し、必要に応じ地域分会を設置する事が出来る。
- (所在) 本支部の事務局は茨城県ひたちなか市和田町1丁目10番13号内に置く。
- 第二条 (目的) 本支部は芝浦工業大学茨城支部規約及び支部設置規定に基づき、支部会員の交流と親睦をはかり、校友会の発展に寄与し、母校、芝浦工業大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第三条 (事業) 本支部は目的達成の為下記事業を行う。
- 1, 本部及び支部相互の連絡、交流
  - 2, 会報及び会員名簿の発行
  - 3, 会員相互の交流、親睦
  - 4, 支部総会の開催
  - 5, その他目的達成するに必要な事業
- 第四条 (会員) 本支部は正会員及び、賛助会員をもって構成する。
- 正会員 芝浦工業大学校友会の正会員であって茨城県内に現在在住、在勤している者又は、茨城県内に住まいや実家が有る者で、本支部に入会申込みをした者。但し、茨城県に過去に在住、在勤した者も入会申込みをする事が出来る。
- 賛助会員 正会員の資格を有する者の他、本支部の趣旨に賛同し、入会を申し出た者については本支部幹事会の承認を得て賛助会員とする事が出来る。
- 第五条 (役員) 本支部に下記の役員を置く。
- 1, 支部長 (会長) 一名
  - 2, 副支部長 若干名
  - 3, 支部幹事 若干名
  - 4, 会 計 一名
  - 5, 監査役 二名
  - 6, 事務局 三名
  - 7, 支部選出幹事 一名

第六条 (役員を選出) 支部長、副支部長、監査役は本支部幹事会において、その都度定められた方法により互選する。事務局長は支部長が指名し、支部については、三役会において選任する。

第七条 (役員任期) 役員任期は2年とする。

第八条 (役員任務) 1, 支部長は本支部を代表し会務を統括する。  
2, 副支部長は各幹事会を担当し、事業の円滑な運営を図り、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。  
3, 支部選出幹事は本支部の代表として校友会本部の幹事会等の行事に参画する。(支部長が兼務する事が出来る。)  
4, 監査役は他の役職と兼務はできない。

第九条 (その他役員) 本支部に顧問及び相談役を置く事が出来る。顧問、相談役は本支部の為、特別の功労のあるものの中から支部長が本支部幹事会の承認を得て委嘱する。

第十条 (会議) 支部総会  
定時総会 年一回、期日を決めて開催する。  
臨時総会 役員会において必要と認めた場合に臨時開催する  
幹事会 会長が必要と認めた場合又は、役員の方分の一以上の者の要請により会長が招集する。

第十一条 (事業年度) 本支部の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。(会計年度は事業年度と同様とする。)

第十二条 (会費) 本支部の通常会費は年間2,000円として、事業年度初めまでに納入する。本支部は総会その他特別の会議、会合などの場合は幹事会の議を経て臨時会費を徴収する事が出来る。

第十三条 (予算決算) 毎年度の予算は総会の議を得て決定する。決算は監査を経て会務報告と共に総会に報告し、承認を受けるものとする。予算、決算は、会務報告(事業報告)と共に会員に公表する。

第十四条（本部への報告） 本支部規約の変更、本支部役員の変更、毎年度の事業報告、決算報告については本支部総会の承認を経た後、遅滞なく校友会本部へ届出るものとする。

第十五条（規約外事項の処理） 本支部規約に規定のない事項については本支部幹事会が決定する。

第十六条（会則の改正） 本支部規約の改正は本支部総会において行うものとする。

本規約は平成13年12月9日より施行する。